

人口減少及び少子高齢化の進行という 構造的課題に対応した地方行財政制度の在り方 に関する調査研究

平成 30 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

人口減少及び少子高齢化の進行という 構造的課題に対応した地方行財政制度の在り方 に関する調査研究

平成 30 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の複雑多様化する諸課題の解決に自らの判断と責任において取り組まなければなりません。

また、近年、様々な自然災害が頻発しており、安心・安全への住民の関心は極めて高いことから、地方公共団体は万全の備えを行い、住民の生命と安全を守る態勢を整えることが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

これからの地方公共団体においては、人口減少及び少子高齢化の進行という構造的課題の解決に当たり、政策運営や税財源配分の在り方を見直し、地域格差等についての検討は避けては通れない重要な課題です。

このような背景の中で、本研究会では、国と地方の役割分担の見直しや地方行財政上の問題点に関し、現行制度を中心に個別の行財政課題について分析・検討を行うとともに、シャープ勧告以来の制度形成の歴史を踏まえつつ、新しい地方行財政制度の在り方を考察し、その考え方を整理しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成 30 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構
理 事 長 山 中 昭 栄

目 次

研究概要	3
第1部 地方行財政制度の歴史・変遷	5
第1章 合併・広域連携・補完	7
第2章 地方交付税について	33
第2部 被災地における復興の現状と行財政運営上の課題	47
第1章 南相馬市の現状と復興に向けた課題について	49
第2章 石巻市の復興の現状と課題	53
第3部 社会保障	57
第1章 社会保障制度改革について	59
第4部 地方税財政	83
第1章 平成30年度地方財政計画について	85
第2章 平成30年度地方税制改正（案）について	97
第5部 今年度の研究のまとめ	115
第1章 財政学研究の系譜 佐藤進先生の論考をもとに	117
第2章 地方財政制度研究における視座－制度形成期の歴史的文脈に照らして	121
委員名簿等	139

研究概要

・ 研究概要

1 本調査研究の趣旨

現在、日本は人口減少及び少子高齢化の進行という構造的課題に直面している。こうした中、地方公共団体が持続可能な形で行財政運営を行っていくためには、地方行財政制度について、シャープ勧告をはじめとするこれまでの歴史的経緯等を振り返りつつ、今後のあり方について議論を深めていくことが重要である。

そのため、今年度の研究会では、地方交付税や市町村の合併・広域連携・補完といった地方行財政制度のこれまでの歴史や現行制度、今後のあり方などについて、委員及び行政側の発表並びに意見交換を行うとともに、地方公共団体からの意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会での自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

2 研究会の開催経緯

今年度は、人口減少及び少子高齢化の進行という構造的課題に対応した地方行財政制度のあり方に関して、全5回の研究会を開催した。

第1回研究会（平成29年5月25日開催）では、地方交付税について、法定率の変遷といった歴史的経緯のほか、包括算定経費の導入、事業費補正や段階補正の見直し、トップランナー方式の導入といった近年の制度見直しなどについて報告し、質疑が行われた。

第2回研究会（同年7月13日開催）では、平成の合併、定住自立圏や連携中枢都市圏といった広域連携、都道府県による市町村の補完、分権改革・平成の合併後の補完のあり方などについて報告し、質疑が行われた。

福島県南相馬市及び宮城県石巻市を調査対象とした事例研究（同年8月9日～10日実施）では、東日本大震災によって被災し、その復興に取り組む両市から、復興の現状や現在直面している行財政運営上の課題などについて説明を受け、意見交換が行われた。

第3回研究会（同年11月21日開催）では、人口減少及び少子高齢化が進行する中で重要となる社会保障制度に関して、社会保障と税の一体改革の経緯、医療・介護提供体制改革、国民健康保険制度、介護保険制度、子ども・子育て支援、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度、医療・介護におけるインセンティブ改革、新しい経済政策パッケージなどの項目について、改革の現状などを報告し、質疑が行われた。

第4回研究会（平成30年1月23日開催）では、平成30年度の地方税財政の方向性として、平成30年度地方財政対策の概要及び地方税制改正（案）について報告し、質疑が行われた。

第5回研究会（同年2月16日開催）では、今年度の議論の総括として、シャープ勧告や地方分権改

革といった地方行財政制度の形成期の歴史的文脈に加え、財政学研究の系譜などについて報告し、質疑が行われた。

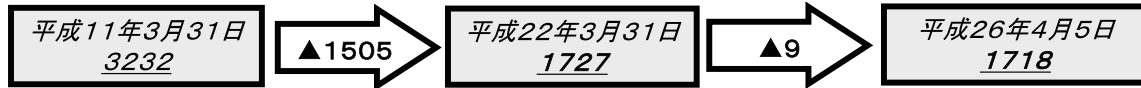
第1部 地方行財政制度の歴史・変遷

合併・広域連携・補完

平成29年7月13日(木)
総務省自治行政局市町村課長
小川 康則

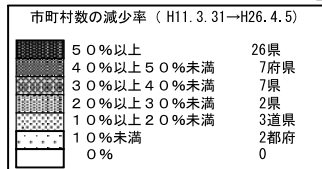
「平成の合併」再訪

市町村合併の進展状況

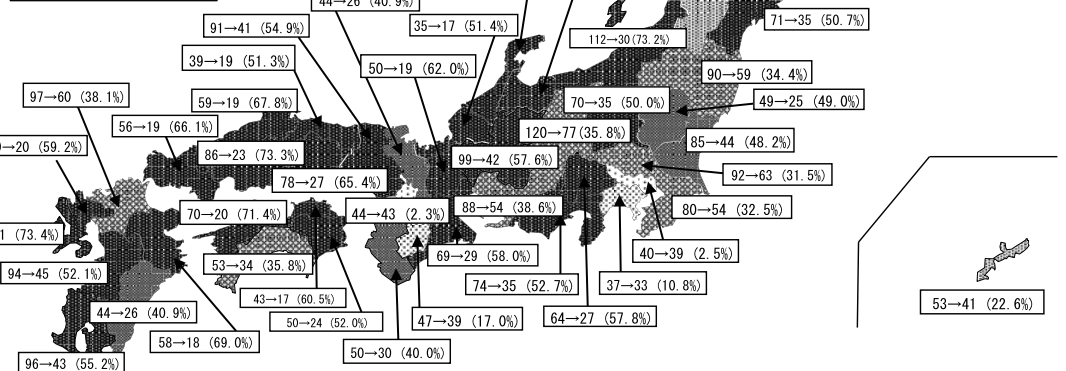


	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1～	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514



凡例
a→b (c%)
a: H11.3.31の市町村数
b: H26.4.5の市町村数
c: 減少率



※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

2

合併特例法の変遷

「平成の合併」推進期間

	旧合併特例法 (平成7年改正)	旧合併特例法 (平成11年改正)	新合併特例法 (平成16年制定) ※平成22年3月31日までの期限法	新合併特例法 (平成22年改正) ※平成32年3月31日まで期限を延長
規目 定的	「自主的な市町村の合併を推進」		「自主的な市町村の合併の推進 による市町村の規模の適正化」	「自主的な市町村の 合併の円滑化」
国・都 道府県 の関与	市町村に対する、必要な 助言、情報の提供等	都道府県及び市町村に対する、 必要な助言、情報の提供等 合併協議会の設置勧告 内閣に市町村合併支援本部を設置 し、市町村合併支援プランを策定	総務大臣が市町村合併推進の ための基本指針を策定 都道府県は基本指針に基づき、 市町村合併推進に関する構想を 作成	合併推進に向けた国、都道 府県による関与を廃止 都道府県及び市町村の求め に応じた助言・情報提供等
市 の 特 例 件	人口要件 5万人	人口要件 4万人 (H10年改正)	人口要件 3万人 (H12年改正)	特例の廃止 人口要件5万人
住 民 発 議	市町村長に対する 合併協議会の設置請求 〔有権者の50分の1以上の署名〕	すべての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、各市町村長に対し合 併協議会設置協議について議会への付議を義務付け		
投 住 票 民		(H14年改正) 合併協議会の設置についての住民投票制度の導入		
地 域 組 織 治		地域審議会制度の創設	合併特例区、地域自治区制度 の創設	
そ の 他	議員の定数・在任特例の 拡充	※ 平成17年3月31日までに市町村が 議会の議決を経て都道府県知事に合 併の申請を行い、平成18年3月31日 までに合併したものについては、旧合 併特例法の規定を適用(平成16年の 旧合併特例法の改正による経過措置)		市町村合併推進のための方 策を削除 ・合併の障害除去のための措 置は存置

「今後の基礎的自治体のあり方について（私案）」【抜粋】

第27次地方制度調査会専門小委員会 西尾勝副会長（平成14年11月1日）

4 合併特例法期限後の基礎的自治体の再編成のあり方

（２）一定期間経過後のあり方

ア 事務配分特例方式

- 一定の人口規模未満の団体について、これまでの町村制度とは異なる特例的な制度を創設することとする。
- 例えば人口△△未満の団体は、申請により下記のような団体に移行することができるものとする。
さらに、例えば人口△△未満のうち人口〇〇未満の団体は、これに移行するか、他の団体と合併するかを一定期日までに選択しなければならないものとする。
- この団体は、法令による義務付けのない自治事務を一般的に処理するほか、窓口サービス等通常の基礎的自治体に法令上義務付けられた事務の一部を処理するものとする。通常の基礎的自治体に義務付けられた事務のうち当該団体に義務付けられなかった事務については、都道府県に当該事務の処理を義務付けるものとする。これにより、都道府県はいわば垂直補完をすることとなる。
- 都道府県は当該事務を処理する責任を有するが、その事務を近隣の基礎的自治体に委託するか、広域連合により処理するか、直轄で処理するかを選択するものとする。
- 組織や職員等については、事務の軽減に伴い、極力簡素化を図ることとする。例えば、長と議会（又は町村総会）を置くものとするが、議員は原則として無給とすることなどを検討する。また、助役、収入役、教育委員会、農業委員会などは置かないことを検討する。

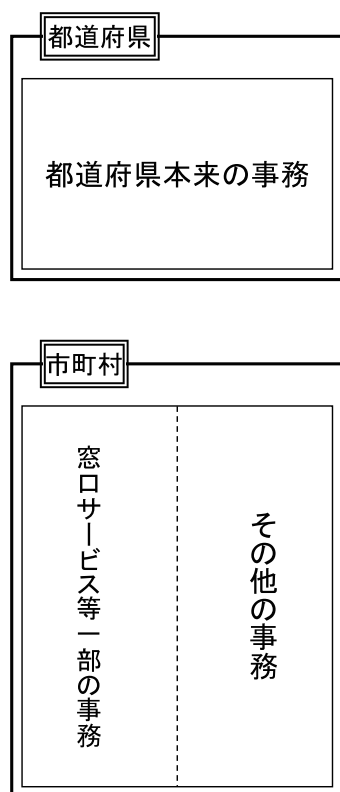
イ 内部団体移行方式（包括的団体移行方式）

- 例えば人口××未満の団体は、他の基礎的自治体への編入によりいわば水平補完されることとする。名称は、旧町村のままとすることも可能とし、一定期日までにこの編入先の基礎的自治体の内部団体に移行するものとする。編入先の選択については、当該市町村の意見を聴いて、都道府県知事が当該都道府県議会の議決を経て決定する。
この結果、編入先の基礎的自治体は、複数の旧市町村を包括した連合的な団体となる。
- 当該内部団体の事務については、原則として法令による義務付けをなくし、その属する基礎的自治体の条例により定めることとする。
- 当該内部団体の組織については、大幅に簡素化し、その属する基礎的自治体の条例により定めることとする。
- 当該内部団体の財源については、その属する基礎的自治体からの移転財源を除き、当該内部団体に属する住民の負担によって運営することとする。

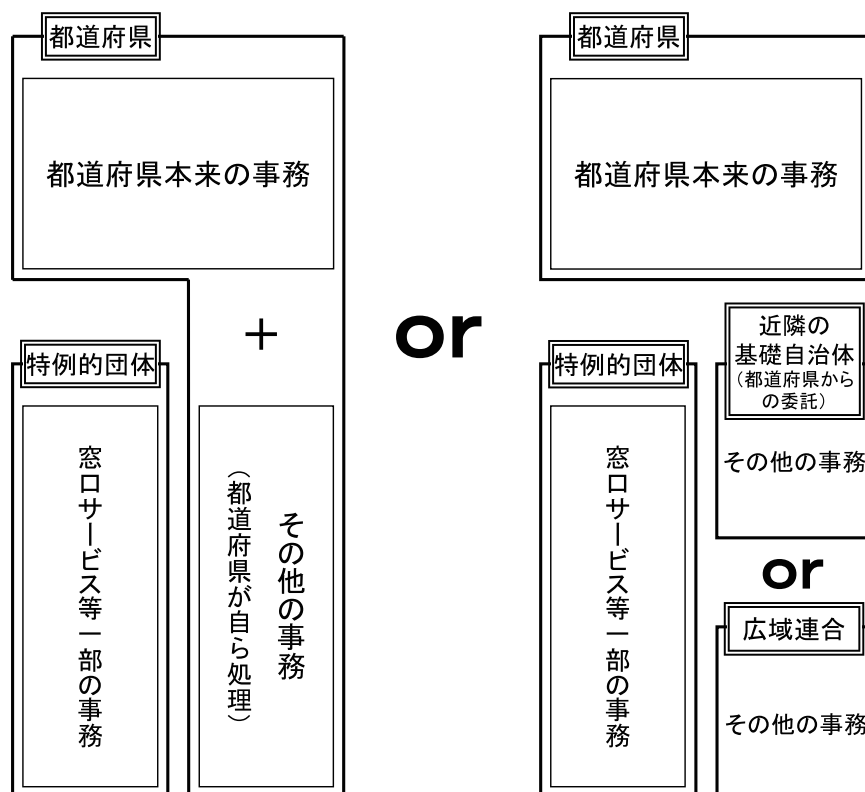
4

事務配分特例方式の概要

【現 状】

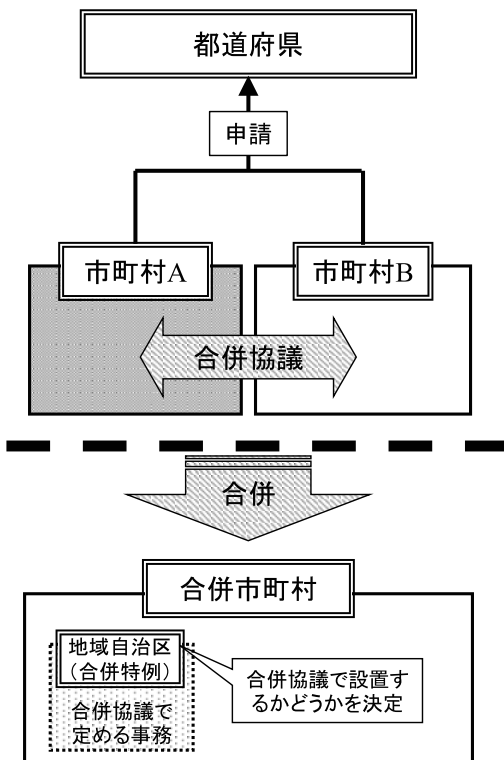


【西尾私案のイメージ】

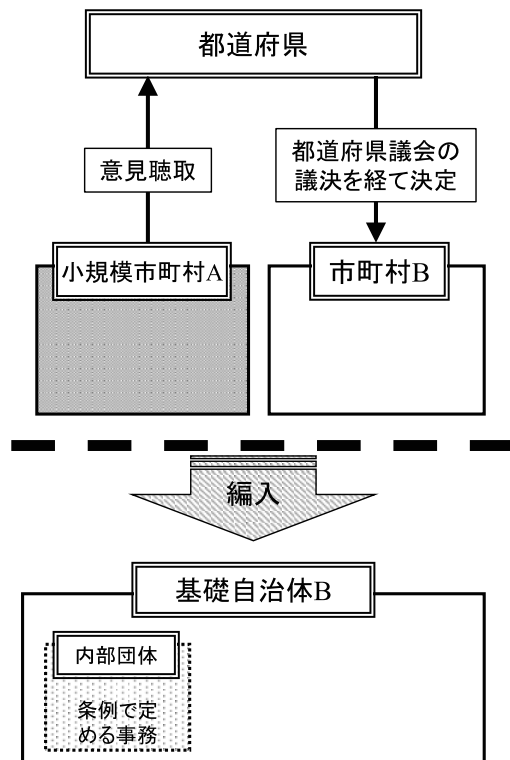


※特例的団体は、組織や職員等を極力簡素化（議員は無給、教育委員会を置かないなど）

【現 状】



【西尾私案のイメージ】



※内部団体の組織は大幅に簡素化。

1 14版
1892年3月11日第3種郵便物認可

町村なくし市に再編

地方制度調査会 西尾副会長案 合併「強制」へ

地方分権の担い手である自治体のあり方を検討している地方制度調査会の西尾勝・副会長（国際基督教大学教授）は、1日の同調査会の専門小委員会で、市町村合併の進め方に関し、将来は市を基礎的自治体にして町村をなくしていくという案を提出した。合併特例法が切れる05年3月以降は、現在のようないかなる財政的特典をつけないで合併を推進するとしており、「自主的合併」から「強制合併」への転換をうかがわせる内容だ。（4面に要旨）

自民党の地方自治に関心する議員は、自治体の合併を推進するとしており、他の事務処理は都道府県に委任する。西尾案は、福祉や教育、まちづくりなどの事務をすべて処理する基礎的自治体として市を位置づけ、他の事務処理は都道府県に委任する。この日の小委員会では、「自主合併を基本とすべきではないか」「人口以外の要件も必要」などの意見が出たという。

地方分権の担い手である自治体のあり方を検討している地方制度調査会の西尾勝・副会長（国際基督教大学教授）は、1日の同調査会の専門小委員会で、市町村合併の進め方に関し、将来は市を基礎的自治体にして町村をなくしていくという案を提出した。合併特例法が切れる05年3月以降は、現在のようないかなる財政的特典をつけないで合併を推進するとしており、「自主的合併」から「強制合併」への転換をうかがわせる内容だ。（4面に要旨）

自民党の地方自治に関心する議員は、自治体の合併を推進するとしており、他の事務処理は都道府県に委任する。西尾案は、福祉や教育、まちづくりなどの事務をすべて処理する基礎的自治体として市を位置づけ、他の事務処理は都道府県に委任する。この日の小委員会では、「自主合併を基本とすべきではないか」「人口以外の要件も必要」などの意見が出たという。

「地方分権の二〇年を振り返って⑤」【抜粋】

◆西尾勝氏 私が考えていたことは「西尾私案」でも不十分だと思っていましたし、その後、私案に基づいて地制調で議論しましたが、ほとんどの方が反対なされて、最終的には答申にも入れられなかったことが何項目もあるわけです。人口目標や事務権限の移譲も、賛成がないので答申には書かれないことになりました。結局、若干取り入れられたのは地域自治区につながる地域自治組織を認めていこうという話と、小規模な町村についてはいずれ水平補完なり垂直補完なり何らかの補完が必要だということが「引き続き検討する」という言い方で残ったくらいで、「西尾私案」は無残にも敗れていくわけです。ほとんど反映されていない答申になっています。

結末はそうなりましたが、あれが異常な反響を起こしたのは、やっぱり報道の影響が大きかったと思います。地制調の専門小委員会で私が私案を出した翌日の朝刊に、他紙ではほとんど取り上げられませんでした。朝日新聞が特ダネのように一面に大きな記事で書いています。まだ小委員会に私案を出した話ですが、それを詳細な記事で、朝日新聞だけが一面で報道していました。横やら縦やらいろいろ小見出しがついたのですが、その中で皆さんに一番衝撃を与えたのが「町村をなくし市に再編」と書いてあったことです。全部市にするんだ、町村をなくすのだと西尾私案は言っていると。これは、町村関係者にとって衝撃的なことで、全国町村会はもちろん、全国町村議会議長会も猛烈な反発をするわけです。小規模な町村で残らざるを得ないところは、義務的な事務は極力小規模にして負担を軽くしてあげましょう、そのかわり町村議会も議員は無報酬にすべきだ、簡素にすべきだと書いてあったのですから、猛烈な反発になったわけです。

その頃、全国に講演に行くともものすごい聴衆が集まって、「西尾勝という悪者の顔を一目見たくて、今日集まられたんですか」というと、「そうだ」とすごい反響がありました。当時、人口が三、〇〇〇人以下ぐらいの町村のレベルになると固定資産税等々の税収では議員の報酬すら賄えない、地方交付税で措置されない限り報酬は払えないのが実態ですよという話までしました。そこまで自らの税収がないならば、報酬は要らないと言うべきじゃないか、町村長の報酬は仕方がない、業務をやっているわけですし、監督しているわけだし。職員たちについても交付税措置するのは必要です。国が命じた仕事を処理するためにそれだけの職員が要るんだから、その人の給与を補填する必要があります。しかし、あなたたちは住民の代表者であるから、住民が納める税金で代表者の報酬も満たせないのなら、もう報酬は要らないと言うべきじゃないですかと言うと、シーンとするんです。すごかったですね。

「西尾私案」が大きな影響を与えて合併が進んだと色々な人に書かれましたし、たしかにすごい反響で、それが一つの刺激になったことは間違いありません。しかし、ここまで合併が進んだのは「西尾私案」だけではなくて、やはり段階補正から始まり、次第に地方交付税上の締めつけが厳しくなったところへ「地財ショック」が起こり、一気に市町村合併が進んだということが本当のところではないかと思っています。

8

「平成の合併」について（概要）

平成22年3月 総務省公表

合併の進捗状況等

平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進
 平成11年～平成17年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）
 平成17年～：国・都道府県の積極的な関与

市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31）となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには10年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

《評価の背景》

合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員の配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

今後の合併に対する考え方

- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。

- | | | |
|--|-----|-------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村合併による行財政基盤の強化 ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携 ③ 都道府県による補完 | } → | それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択 |
|--|-----|-------------------------------|

9

合併と表裏の広域連携

10

市町村合併関係施策

広域連携関係施策

明治の大合併

○明治21年(1888年)当時は71,314町村(江戸時代からの自然発生的な町村を受け継いだもの)。
○政府は明治22年(1889年)に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300～500戸を標準として、全国一律に町村合併を実施。

年 月	市	町	村	計
明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
昭和20年(1945年) 10月	205	1,797	8,518	10,520
28年(1953年) 10月	286	1,966	7,616	9,868
31年(1956年) 4月	495	1,870	2,303	4,668
36年(1961年) 6月	556	1,935	981	3,472
40年(1965年) 4月	560	2,005	827	3,392
60年(1985年) 4月	651	2,001	601	3,253
平成11年(1999年) 3月	670	1,994	568	3,232
18年(2006年) 3月	777	846	198	1,821
22年(2010年) 3月	786	757	184	1,727
26年(2014年) 4月	790	745	183	1,718

明治21年(1888年)
市制町村制

明治21年(1888年)
町村制制定(町村組合制度の創設)

明治44年(1911年)
市制改正(市町村組合制度の創設)

昭和27年(1952年)
地方自治法改正(協議会、機関等の共同設置及び事務の委託の制度の創設)

昭和28年(1953年)
町村合併促進法

昭和44年(1969年)
「広域市町村圏振興整備措置要綱」制定。第1次として33府県41圏域を指定(昭和44～47年度までで340圏域を指定)

昭和52年(1977年)
「大都市周辺地域広域行政圏」制度開始。平成22年4月までに19圏域を指定。

平成元年(1989年)
「ふるさと市町村圏推進要綱」制定。平成22年4月までに115圏域を指定。

平成6年(1994年)
地方自治法改正(広域連合制度の創設)

平成17年(2005年)
市町村の合併の特例等に関する法律(新法)

平成20年(2008年)
「定住自立圏構想推進要綱」制定。平成29年4月現在、118圏域。

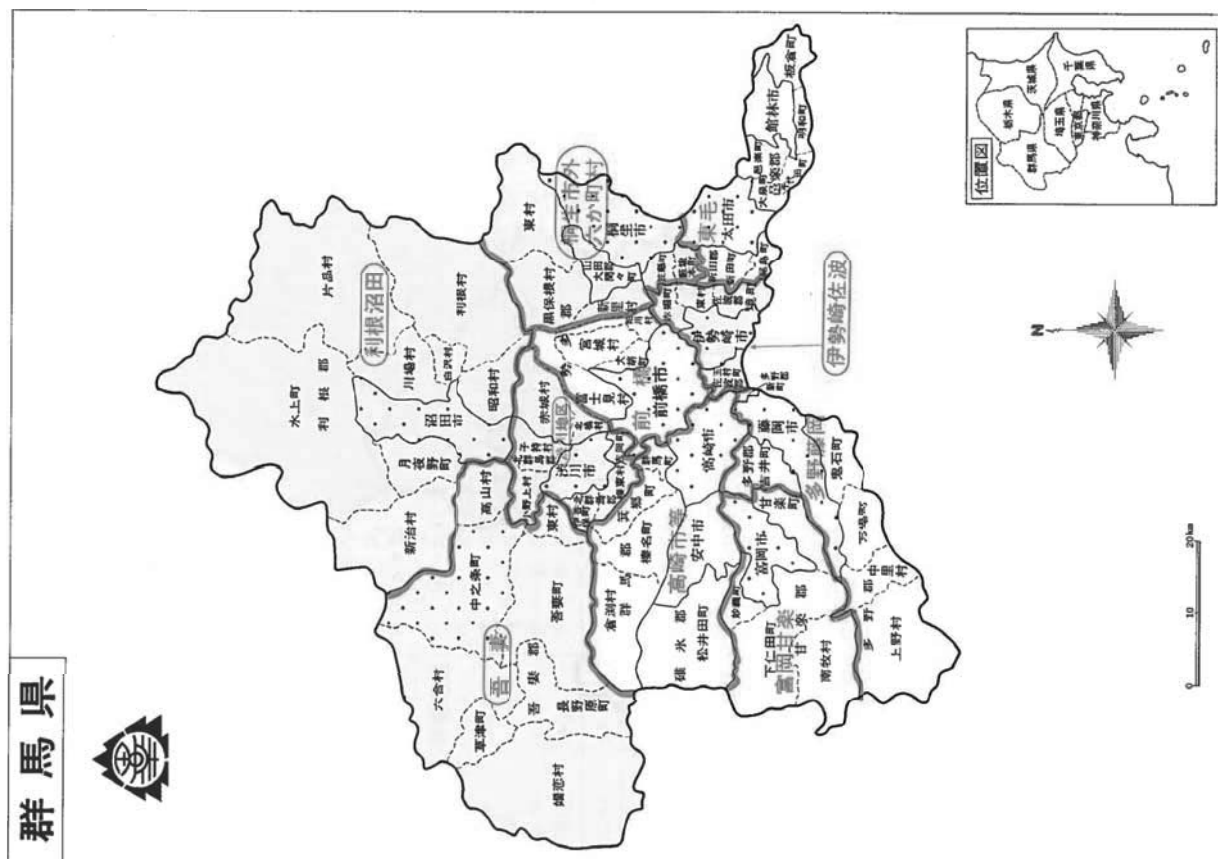
平成26年(2014年)
地方自治法改正(連携協約、事務の代替執行の制度の創設)
「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」(※)制定。平成29年4月現在、23圏域。
※平成27年「連携中枢都市圏構想推進要綱」に改称。

昭和の大合併

○昭和28年(1953年)に、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から、「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

平成の大合併

○地方分権の推進や少子高齢化の進展を背景として、市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る観点から、自主的な市町村合併を推進。

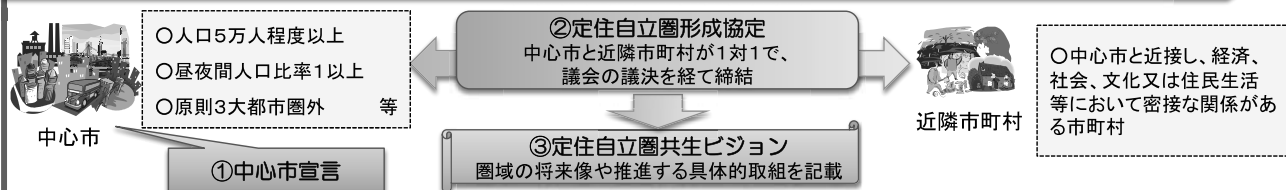


「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援及び関連予算

特別交付税

- ・包括的財政措置
(中心市 8,500万円程度、近隣市町村 1,500万円)
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置 等

関連予算

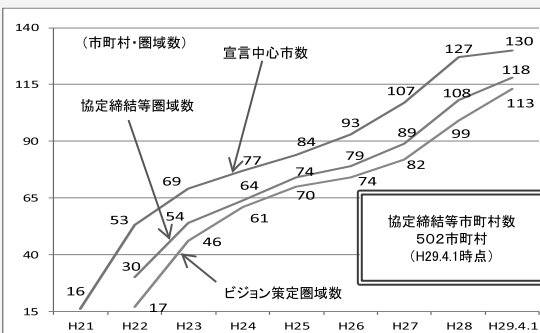
- ・成果検証事業
- ・シンポジウム開催等 (H29年度予算 約6百万円)

各省による支援策

- ・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況

KPI: 2020年 140圏域(H29.4.1現在 118圏域)



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

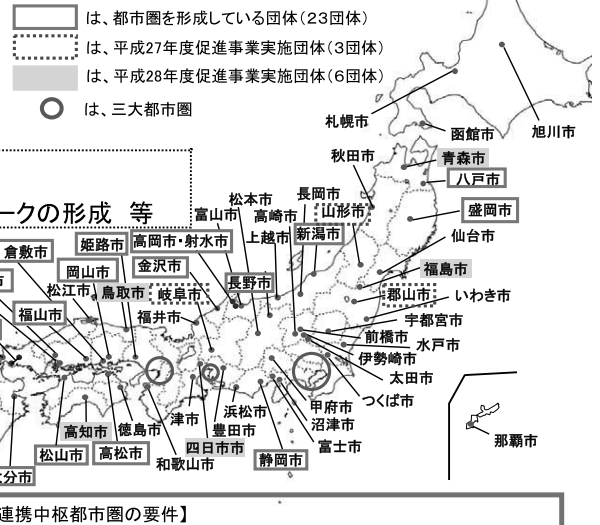
連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度～平成28年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援（30事業）
- **平成29年度予算**においても**1.3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から **地方交付税措置**を講じて**全国展開**を図る

連携中枢都市圏形成のための手続き



【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市（●）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

14

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する

包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

（1）連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

（2）連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- （1）民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- （2）ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ（例：融資比率35%→45%）

5. 個別の施策分野における財政措置

- （1）病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- （2）へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

備後圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- ・ 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- ・ 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- ・ 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。

苦労した点

- ・ 連携中枢都市と圏域市町への財源措置及び構成市町の動機づけ(財源措置のメリット、連携する目的等)
- ・ 連携中枢都市圏構想に提案する時点では、連携市町の一部に「合併につながるのではないのか」という懸念があった
- ・ 企画担当課と事業所管課との間で、目標の共有に時間を要している(連携中枢都市、圏域市町 共通)



圏域全体の経済成長のけん引

圏域全体における産業支援の強化

圏域での中小企業等の様々な経営課題の解決を支援するため、専門知識を持つ「びんご産業支援コーディネーター」を設置。圏域の大手企業OB等を中心としたコーディネーターが、圏域内の中小企業等に対して販路開拓やブランド戦略などのアドバイスや事業者間のマッチングを実施。



産業支援コーディネーター

事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。
また、中小企業事業者の「稼ぐ力」を高めるため、売上向上・創業支援に重点をおいた経営相談を行う産業支援拠点「福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz」を2016年(平成28年)12月に開設する。

備後圏域産業連関表の活用

福山市が作成した備後圏域全体の産業連関表を活用し、圏域全体の産業振興につなげる。
また、備後圏域の産業連関表に基づいて作成した経済波及効果測定シートをオープンデータとして公表予定。産業連関表を事業者等が活用することで、圏域内における地域経済活性化に資する事業の創出につなげる。

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の充実や強化

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域内の安心・安全な医療提供体制を確保するため、福山市民病院から圏域内の公立病院に対し診療支援を行うなど、公立病院間の連携強化を図るとともに、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

こども発達支援センターの共同運営

福山市が発達に課題のある子どもの支援を行う医療機関「こども発達支援センター」を整備し、医師などの専門スタッフを確保する中で、圏域市町と共同運営している。

保育所や医療機関等と連携して、発達に課題のある子どもに関する相談や診察、訓練を行うなど、専門的できめ細かな支援を実施。事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

圏域全体の地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進に向けて、医療・介護事業所の情報やサービスなどの情報が検索できるWebサイトを開設し、掲載情報の充実に取り組んでいる。開発費は福山市が負担し、運用・保守費は掲載数に応じて圏域市町が負担。また、市町を越えた徘徊対策の検討や、福山市が実施する市民後見人養成講座の圏域への拡大など、認知症対策も推進。

16

圏域全体の経済成長のけん引：圏域全体の産業振興の仕組みづくり

福山ビジネスサポートセンター Fuku-Biz

事業費 2016年度 61,076千円
2017年度 65,698千円

めざす姿

備後圏域事業者の「稼ぐ力」が飛躍的に向上するとともに、チャレンジしやすい地域として創業者が増える。

2016～2017

相談機能の強化

2018

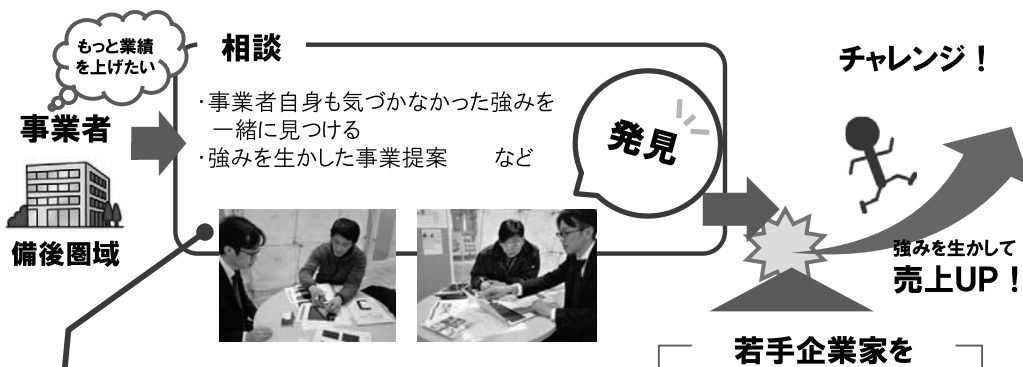
成功事例の共有

2019

経済活動の活性化

概要

- ・ 売上向上、創業支援に重点を置いた、備後圏域の産業支援機関
- ・ 質の高いマーケティング、デザイン、販路開拓、ブランディングなどを一貫して提案



Point

豊富な経験に裏打ちされたコンサルティング

- ・ 事業者の強みを生かした事業提案
- ・ 相談予約は常に1カ月先まで満席
- ・ 相談した事業者からは「年間契約の受注につながった」「メディアに取り上げてもらった」などの声
- ・ 相談者アンケート：満足度99%
→ 事業者の稼ぐ力の向上
→ チャレンジする事業者の増加

関連KPI

製造業粗付加価値額



資料：工業統計

17